

帝塚山大学出版委員会規程

(制 定 平成18年11月27日)

(設置)

第1条 帝塚山大学出版会規程第4条に基づき，出版会の企画と円滑な運営を行うために帝塚山大学出版委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は，次の委員をもって構成する。

(1) 委員長（以下「委員長」という。） 1名

(2) 会長が指名する専任教職員 若干名

(委員の任期)

第3条 前条の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き，会長がこれを指名する。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長は，必要と認めた場合，委員会に委員以外の専任教職員または学外の有識者の出席を求めることができる。

(審議事項)

第5条 委員会は，次に掲げる事項を審議する。

(1) 出版会の事業計画に関すること

(2) 出版会の運営に関すること

(3) 出版会の財務に関すること

(4) 出版会の広報に関すること

(5) 出版に係る企画に関すること

- (6) 出版物の選定に関する事
- (7) 出版物の編集・校正に関する事
- (8) 出版物の製作に関する事
- (9) その他、出版会の管理運営及び出版に関連する事業に関する事。
- (委員会の開催)

第 6 条 委員会は、年 3 回定例の会議を開催するものとする。ただし必要に応じて臨時に会議を開くことができる。

(幹事)

第 7 条 委員会に幹事を置き、委員のなかから委員長が指名する。

2 幹事は、委員会における事務を担当する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学協議会の議決によりこれを行う。

附 則

この規程は、平成18年11月27日から施行する。